

栗原市立学校体育施設利用者団体登録 チェックリスト

提出書類

項目	チェック欄	提出書類	備考
1 再登録	(1)	学校体育施設利用者団体登録申請書（様式第1号）	
	(2)	会則又はこれに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 総会資料 (必要事項が記載されていれば可。)
	(3)	会員名簿（役員明記）	
2 新規登録	(1)	学校体育施設利用者団体登録申請書（様式第1号）	
	(2)	会則又はこれに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 総会資料 (必要事項が記載されていれば可。)
	(3)	会員名簿（役員明記）	
3 変更届	(1)	学校体育施設利用者団体登録（変更・取消）届出書（様式第4号）	
	(2)	変更のあったもの 会則又はこれに準ずるもの	
	(3)	会員名簿（役員明記）	

団体登録基準

項目	チェック欄	登録基準	チェック欄	登録できないもの
1 活動内容	(1)	生涯学習及び生涯スポーツ活動を行う団体である。	(1)	生涯学習及び生涯スポーツ活動を行わない団体である。
	(2)	申請団体の会員のための活動である。	(2)	活動目的が大会やイベントなどで、登録されていない団体や市外者が含まれる活動である。
	(3)	企業の同好会やクラブ等ではない。	(3)	団体名に個人名や企業名、営利活動に関する団体名等が入っている、又は連想させるもの、疑わしいもの。
	(4)	学校のクラブや部活動等ではない。	(4)	保育所（園）、幼稚園、学童保育、学校等の教育活動である。
2 団体構成	(1)	市内会員（在住・在勤・在学）で、実際に活動している会員が5人以上である。	(1)	名簿上は基準を満たしていても、実際に活動する人数が4人以下の場合。（架空名義会員を名簿に記載している。）
	(2)	会員は、自主的に会の運営ができる20歳以上の者とする。 ただし、成人を代表、責任者とし、共に活動する場合は、20歳未満を会員にできる。	(2)	20歳未満の者だけで構成されている。
3 運営	(1)	規約、会則を設ける。	(1)	規約、会則を設けていない。
	(2)	代表者や役員を設ける。	(2)	代表者や役員を設けていない。
	(3)	営利行為（商売・教室・個人の営利となる行為）をしない。	(3)	営利行為（商売・教室・個人の営利になる行為）をした場合。
	(4)	特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する等の政治行為をしない。	(4)	特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する等の行為をした場合。
	(5)	宗教の布教行為をしない。	(5)	宗教などに関する活動、布教活動をした場合。
	(6)	公益を害し風俗を乱す行為をしない。	(6)	公益を害し、風俗を乱す行為をした場合。
4 その他			(1)	虚偽の届出。
			(2)	各種届出（再登録、変更）を怠った場合。
			(3)	施設を汚損又は棄損するような活動をする場合。 ※フットサルの利用施設は、社会体育施設（若柳総合体育館、金成体育センター、瀬峰トレーニングセンター、築館B&G海洋センター体育館、細倉体育館）をご利用願います。
			(4)	基準に反した活動が見受けられる場合。

経費負担の免除団体

チェック欄	提出書類	備考
(1)	子ども会	※生涯学習及び生涯スポーツの推進を図る目的に利用する場合のみ該当します。
(2)	子ども会育成会又はPTA	
(3)	スポーツ少年団（市スポ少本部に登録している団体に限る。）	